する必 必要があるのでしょうか?トタイム労働者でも各種保 保険に 加 λ

な要の社 け件名員 れに称 該にパ ば な当か -りすかト まれわ 夕 せばら 1  $h_{\!\scriptscriptstyle o}$ ずム 加 働 さ定者

今年は、5年に一度行われる年金改正の年にあたります。最大の焦点であったパートタイム労働者に対する厚生年金加入条件の引き下げが、当面は見送られたのも記憶に新しいところです。しています。その前にやるべき事をやると言うしています。その前にやるべき事をやると言うしています。その前にやるべき事をやると言うに、どういう形になるか情勢を絶えいても、配偶者特別控除の制度が廃止され、パートタイム労働者の任金受給額が減少するという副作用をもたらします。所謂、在職老齢年金の取扱いを避けるために就業調整(3/4ルール)を行っています。社会保険加入拡大は、今後も確実に進んでいくでしょう。このパートタイム労働者の年金受給額が減少するという副作用をもたらします。所謂、在職老齢年金の取扱いを避けるために就業調整(3/4ルール)を持つています。社会保険加入拡大の問題は、ただも増加が予想される予定とありました。今後も増加が予想されるパートタイム労働者ですが、も増加が予想されるパートタイム労働者ですが、との高齢労働者の複雑化に伴い、より一層の労務という記述という記述といる。 管社も組も新齢を取でを齢単イ後丨い前しの丨ず次当労あ

電者とは 義 労弧が 次 在

①の簡し間働内同ての

形雇 態用 は的

月な

期務 間を は主 有と

さも。こことが学業と 分 が 曖 昧

受用

給す

(4)

(6) - スもあるので注意が必。ただ契約形態が、「請」能を持った者を一定期 必請期

7

指

揮

をとど 間 ま合関準件労適のパ留 たは係法も働用と にの正時さおト 業そ関規社間れりタ 防のし制員 までイ 衛旨でをに休すすム と上を正直準日。が労 上も重と正されて、 か. 、働 、解 元員受た賃雇労者 すとけ規金、働の になります。 になります。 になります。 になります。 に関しては原則 に関しては原則 に関しては原則

こ理険命 にのの 令 な場現労関 る合場働係 で基が は企は準当 言うま 業側に発表した。 でも 大取則に 入きなリ ・ が が が が に 生じて りま か散見され、いれば、な せ 記えるこ 労務種保

1 略原に 則か ま でか すってかわ °ъ 法ず

労す被加週雇つポ労包社定適公各 日本の保入所用たイ働括会除用的種 範だ保で険の定保取ン者加保外条保保 囲け険、者取労険扱トに入険規件険 で扱働いに対が、また。 かので扱働いに対が、また。 扱いが必要です。 は、前記①~⑥の呼称にか は、紙面の都合上省略し、 のは、紙面の都合上省略し、 のは、紙面の都合上省略し、 のは、紙面の都合上省略し、 のは、紙面の都合上省略し、 のは、紙面の都合上省略し、 のは、 のので称にか 業の一 実取ト 態扱タ にいイ 沿がム

格はい時 取得監にはない。 時 手り2 に 当ま 0 は のす時 は注意が必要です。の受給要件が異なりす。一般/短時間労時間以上であれば原 ŋ 労 原 ま働則

ま適 1 す。知 、前記2つの保険に比べて広くアルバイトにも原則適用され < ま な す。